

広島市消費生活センターだより

「どんなものでも
買い取ります!!」
その買い取り、
貴金属が狙いかも



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン

アドバイス

- 事前に丁寧な電話があり、あらかじめ買い取ってもらう物品を決めていても、当日は強面の人が訪れて、貴金属を要求され、安く買い取られる場合があります。
- 購入業者は消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を求められても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- また、訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、購入業者の連絡先などを確認しましょう。



困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

開館時間: 10時~18時

休館日: 火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日~1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※休館日には、消費者ホットライン(☎188(いやや))、
もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。

広島県消費生活センター

☎082-223-6111 (月~金曜日 9時~17時(年末年始と祝日・休日は休館))

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。

